



福岡県持続化緊急支援金の概要

目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広くお使いいただける支援金を給付するものです。

この支援金は、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、1回限り給付するものです。

対象者

中堅・中小法人、個人事業者。

また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人。

※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

※資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。

※確定申告の納税地が福岡県内である事業者が対象(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等)。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外。

給付額

法人は 50万円、個人事業者は 25万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

※計算の結果、給付額が0円以下となった場合は、支援金の給付はありません

※給付は1回限りとなります。

申請期間

2020年5月2日(土) ~ 2020年6月30日(火)

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で給付することを想定しています(銀行振込)。